

# 健康な生活を支援する サービスのガイド

1 誕生  
1~6 ページ

2 育児  
7~9 ページ

3 教育  
10 ページ

4 結婚  
11 ページ

5 成人  
15~21 ページ

6 高齢者  
23~31 ページ

7 障害児・者  
34~36 ページ

8 難病  
42 ページ

9 ボランティアの  
紹介  
45~46 ページ

10 もし病気になっ  
たら  
47~48 ページ

各課の業務内容・  
村内主要施設の  
問合せ先  
49~50 ページ

自然豊かな道志村に、安心して住み続けたい、そんな願いを支援するために、健康で自分らしい生活を支える道志村のサービスをまとめました。

## 道 志 村



## 「ぬくもりのある

## 安心な村づくり」を目指して

道志村長 大田 昌博

道志村は、山梨県の南東に位置し、東西28km、南北4kmと細長い形状で、緑と清流と歴史の郷です。道志みち国道413号沿いに様々な形態のキャンプ場や民宿が点在し、関東圏は基より全国から豊かな自然を求めて年間100万人の観光客が訪れています。平成24年には、美しい村づくり運動の一環として「日本で最も美しい村」連合に加盟させて頂きました。平成25年4月の人口1,903人、高齢者572人、高齢化率は30%を超え、少子高齢化や生活習慣病の増加、これに伴う要介護者の増加は深刻ですが、本村の大自然を活用した「日本一の水源の郷をめざして」を実現するため、村民の皆さまとともに住み良い地域づくりと美しい村づくりを進めております。

このたびのガイドブック作成については、住民健康課職員も必要性を感じていた最中、平成23年度に山梨県立大学看護・福祉学部の生徒が専門職連携演習として村内の個人宅を訪問し、住民の生活全般の調査を実施しました。その結果、道志村の制度・サービスの周知をすることが、本人は基より家族の負担軽減につながるのではないかと具体的な報告を受け、住民にわかりやすい冊子を村と共に作成依頼したところ、快くお受け頂いたことに感謝申し上げます。

まずは、住民生活との関わりが大きい住民健康課関係の各種サービスや手続きについてのガイドを発行できることとなりました。

ぜひお手元に置いていただき、ご活用いただければ幸いです。

平成25年6月



宝永沢の雌滝・雄滝



## 発行に寄せて

山梨県立大学学長 伊藤 洋

平成20年山梨県立大学は、文部科学省が主導するプロジェクト「質の高い大学教育推進プログラム」に採択されました。題して「学際統合型専門職連携教育開発プロジェクト」。なにやらいかめしい名称ですが、簡単に言えば次のようなことです。

世の中の仕組みが複雑になるにつれて何もかもが専門・分化してきました。その結果、異なる専門家間で使う言葉が違ってくる、という不都合が生じてきました。まさに「バベルの塔」です。医療の現場も例外ではありません。診療科毎に用語や診かたが異なるのはもちろんのこと、結果として病理判定などが専門性の違いによって異なってくるなどともまれではありません。病んでいる人間はひとりなのに彼をめぐって医療専門家が診たときに個としての統一性を失ってみられるという矛盾です。こういう矛盾は、近代社会のいたるところに出現した深刻な病理です。

山梨県立大学には人間福祉学部と看護学部という二つの学部があります。それぞれ看護師・助産師・保健師や社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等々の専門職を養成する学部です。ここでも放置しておくくと近くて遠い関係が生じてきます。それぞれに教育された学生たちについて相互の違いを認識しながら互いの間を架橋する体験をさせよう、これが「専門職連携」という考え方です。

このプロジェクトは平成22年度までの3年間で終了しましたが、その成果を最初に実地に移したのが道志村です。平成24年1月21日、全村純白の春の雪に覆われた日のことでありました。爾来2年、大田昌博村長と村役場職員をはじめ村民のみなさんのあたたかい歓迎に励まされて、学生たちはプログラムが期待するレベルより、はるかに高い成果を上げるようになりました。

今年平成25年2月9日・10日の二日間にわたる実習とそれにつづく成果発表会において参加176名の学生たちから次のような提案がなされました。①道志村の住民福利厚生については、村民が安心して生活し続けられる取り組みやサービスが十分にプログラム化されている。②にもかかわらず、そのサービスの存在と内容を知らない高齢者がたくさんいることが面接悉皆調査の結果判明した。③そこで高齢者にやさしいわかりやすいガイドブックを作るべきだ、ということでした。

この学生たちの意見を聴かれた村長からの報告を真摯に受け止めた村議会がこれを採用され、学生・教員の生の声を随所に容れて本書の発刊となったこと、大学としてまことに光栄であり、大きな成果であったと認識しております。本書が、村民のみなさんの福利厚生に役立って、健康でいつまでも安心して住み続けられる豊かな村の形成にお役立てできればこれにまさる喜びはありません。ありがとうございました。

平成25年6月

# 健康な生活を支援するサービスの概要

## 出生届

生まれた日から14日以内に届け出

## 婚姻届

届け出た日から効力

### <1 誕生>

妊娠したら・・・

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦一般健康診査
- 健康相談

子どもが欲しいけど、できない・・・

- 山梨県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業
- 道志村不妊治療

赤ちゃんが生まれたら・・・

- こんにちは赤ちゃん訪問
- [手当と医療費助成]
- ・出産育児一時金
- ・出産育児祝い金
- ・児童手当
- ・すこやか医療費助成

療育医療

赤ちゃんの健康診断・・・

- 乳児一般健康診査 乳幼児の健康診査
- ・4カ月、7カ月、10カ月、12カ月健康診査
- ・1歳6カ月健康診査
- ・2歳児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・視能覚検査
- ・就学時健康診査

虫歯ゼロ表彰

- ・3歳児虫歯ゼロ表彰
- ・小学6年生虫歯ゼロ表彰
- ・中学3年生虫歯ゼロ表彰
- ・8020表彰

予防接種を受けたい・・・

- 乳幼児感染症予防事業
- インフルエンザ助成事業
- 子宮頸がん予防ワクチン

### <2 育児>

お母さんたちと交流したい・・・つぼみっこくらぶ

子育ての支援・・・

- ・やまなし子育て応援カード
- ・つぼみっこはぐくみ支援事業
- ・保育所

ひとり親家庭の応援・・・

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・山梨県ひとり親家庭小中学校入進学支度金

虐待の心配がある・・・

- 相談・連絡

緊急時の対応・・・

### <3 教育>

学童保育「どうしっこ」・・・

歯みがき指導・・・

小中学校親子料理教室・・・

### <4 結婚>

出会いがほしい・・・

結婚したら・・・

住民登録するには・・・

- ・戸籍の届け出
- ・住所変更等に伴う届け出
- ・印鑑登録
- ・住民基本台帳カード
- ・戸籍・住民登録の主なもの
- ・用語解説

### <5 成人>

国民健康保険の加入・・・

- ・届け出
- ・給付について
- ・国民健康保険料

国民年金に加入・・・

健康診断を受けたい・・・

- ・健康手帳の交付
- ・いきいき健康村どうし健診
- ・がん検診 その他の検診
- 全体の概要
- クーポン券など無料対象者
- ・歯周疾患無料検診

健康維持・増進のために・・・

- ・インフルエンザ助成事業
- ・健康診断結果説明会と特定保健指導
- ・アクア教室
- ・万歩計の貸出し

## 転出・転入届

転出日前後14日以内

## 転居届

転居した日から14日以内

## 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内

### <6 高齢者>

高齢者福祉に関するあらゆるご相談は…  
地域包括支援センター  
生活支援・介護サービス等を必要とする方  
・紙おむつ支給サービス事業  
・理美容サービス  
・買い物ツアー など  
生活機能の低下がみられる方  
・体操教室  
・元気菌つらつ事業  
高齢者のみなさん  
・ふれあいサロン  
・介護予防教室  
・創作活動教室  
・敬老祝い金事業  
・救急医療キット  
・お茶のみ会  
一人暮らし・高齢者世帯  
・独居老人・高齢者世帯訪問  
・独居老人訪問事業  
・配食サービス  
・ふれあいペンダント  
・にっこりコール  
・診療所送迎サービス  
介護保険とは何でしょうか…  
被保険者  
介護保険を利用する  
介護保険サービスの内容  
介護保険料  
後期高齢者医療とは何でしょうか…  
前期高齢者医療  
後期高齢者医療  
高齢者福祉に関するその他の取り組み…  
健康診断を受けたい  
インフルエンザ予防接種  
虐待の心配

### <7 障害児・者>

障害者等相談支援という制度があります…  
障害手帳を取得…  
・身体障害者手帳  
・精神障害者保健福祉手帳  
・療育手帳  
公的サービスは障害者手帳を取得する事によって  
受けられます  
・重度心身障害者医療費助成  
・総合支援医療(精神通院医療費)  
・総合支援医療(更生医療給付)  
・総合支援医療(育成医療)  
・介護給付及び訓練給付  
・地域生活支援事業 等

### <8 難病>

難病患者居宅生活支援…  
・ホームヘルプサービス  
・短期入所事業

### <9 ボランティアの紹介>

あすなろ会…  
配食ボランティア…  
各種教室ボランティア…  
その他…  
慰問  
イベントへの参加  
エコキャップ運動  
使用済み切手の収集  
診療所送迎サービス  
買い物ツアー  
お茶のみ会

### <10 もし病気になったら>

- ・道志村医科診療所
- ・道志村歯科診療所
- ・緊急時の対応  
富士・東部小児救急医療センター  
小児救急電話相談  
休日救急歯科診療所

# 健康な生活を支援するサービスのガイド もくじ

## 1 誕生

- ・妊娠したことがわかったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・子どもがほしいけどできない・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・赤ちゃんが生まれたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・赤ちゃんの健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・予防接種を受けたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 2 育児

- ・お母さんたちと交流したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・子育ての支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ひとり親家庭の応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・虐待の心配がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 3 教育

- ・学童保育「どうしっこ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・歯磨き指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・小中学校親子料理教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 4 結婚

- ・出会いがほしい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・結婚したら・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・住民登録するには・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 5 成人

- ・国民健康保険に加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・国民年金に加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・健康診断を受けたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・健康維持・増進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 6 高齢者

- ・高齢者福祉に関するあらゆるご相談は・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・生活支援・介護サービスとを必要とされる方へ・・・・・・・・・・・・ 24
- ・介護保険とは何でしょうか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・後期高齢者医療制度とは何でしょうか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ・高齢者福祉に関するその他の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

## 7 障害者児・者

- ・障害者等相談支援という制度があります・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ・障害者手帳を取得してください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- ・公的サービスは「障害者手帳」を取得することによって受けられます・・ 36

## 8 難病

- ・難病患者等居宅生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

## 9 ボランティアの紹介

- ・あすなろ会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- ・配食ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- ・各種教室ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

## 10 もし病気になったら

- ・道志村医科診療所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- ・道志村歯科診療所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

**\* 資料 各課の業務内容・村内主要施設の問合せ先・・・・・・・・・・49**



# 1 誕生

妊娠したことがわかったら・・・

まずは役場住民健康課へ



## ●母子健康手帳の交付

お母さんと生まれてくる赤ちゃんの健康のため、妊娠していることがわかりましたら、早期に母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、お母さんの健康状態や赤ちゃんの成長などを記録する大切なものです。

- 〈対 象〉 妊娠されている方
- 〈申請方法〉 役場住民健康課に直接おいでください
- 〈持 ち 物〉 なし
- 〈そ の 他〉 妊娠届けで時、問診票を記入して頂きます

## ●妊婦一般健康診査

1回 6,000 円を上限に助成

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票 14 回分をお渡ししていますので、ご活用ください。

※転出すると、道志村交付の受診票は使用できません。

※転入された方は、残っている受診票を持参して、住民健康課にお越しください。

## ●健康相談

妊娠中の生活など、気になることや心配なことがあれば、役場保健師までお気軽にご連絡ください。妊婦さんが、安心して出産を迎えられるよう、相談を行っています。

妊娠中は、お母さんとおなかの赤ちゃんが順調に経過をしているか、受診して確認しましょう。母子健康手帳は、お母さんの健康状態や赤ちゃんの成長などを記録する大切なものです。



## 子どもがほしいけれどできない・・・

### ●山梨県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業

〈対 象〉

山梨県内に住所を有する夫婦で、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）以外の治療法では妊娠が困難と医師から診断された方

〈助成の額〉

1回の治療につき15万円まで

1年目は年3回、2年目以降は年2回まで、通年5年間助成する。

〈問い合わせ先〉

富士東部保健福祉事務所

電話番号 055-445-7835

### ●道志村不妊治療

〈対 象〉

1年以上道志村に居住している方で不妊治療を行っている夫婦

〈助成の額〉

不妊治療に要した費用から、県助成の額を差し引いた額（上限10万円）とし、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成します。

〈申 請〉

- ・ 申請書
- ・ 不妊治療助成事業受診等証明書
- ・ 治療費の領収書
- ・ 戸籍謄本
- ・ 住民票
- ・ 前年分の納税証明書

} ホームページからダウンロードできます

郵便での受け付けも可能です。

**くわしくは、直接住民健康課保健師までお尋ねください。**



## 赤ちゃんが生まれたら・・・

### ●こんにちは赤ちゃん訪問

保健師が訪問し、健康チェックや相談などを行います。予防接種の説明をしながら、予防接種問診票をお渡しします。相談があるときは、随時ご連絡ください。

〈対象〉 生後2カ月以内の赤ちゃんとそのお母さん  
〈内容〉 体重測定、健康状態のチェック、育児状況の確認・相談、  
予防接種の相談

### ●手当と医療費助成

#### ・出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産した場合、一時金を助成します。  
直接医療機関へ支払いができます。くわしくは、国民健康保険担当へお尋ねください。

#### ・出産育児祝い金

道志村に住民票の届け出のある保護者が出産した場合、祝い金を支給します。  
第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円

#### ・児童手当

児童の育成や資質向上などを目的とし、6・10・2月に年齢に合わせた金額を支給しています。出生や転入がありましたら、住民健康課窓口までお越しください。

#### ・すこやか医療費助成

0歳から中学校3年生までは、道志村すこやか子育て医療費受給者証を提示すると、医療費自己負担分は無料になります。

役場住民健康課に申請をし、道志村すこやか子育て医療費受給者証の発行を受けます。

必要な持ち物

- ① すこやか子育て医療費助成金受給資格者証交付申請書（役場にあります）
- ② 子どもの健康保険証（写しをもらいます）
- ③ 通帳（償還払いになった時の為に振込先が必要）

## ●養育医療

### 養育医療給付のご案内

#### 1 養育医療って何？

- ★ 道志村に住所を所有し、生まれた時の体重が2000g以下または、身体の発育が未熟なままで生まれ、その治療のため指定医療機関に入院加療を必要とする方に対して、医療費(保険診療分)の一部を村が負担する制度です。

#### 2 医療機関の窓口で支払う必要はないの？

- ★ 保険対象の医療の自己負担額及び食事療養費の標準負担額については村が負担しますので、医療機関で支払う必要はありません。後日、村からの請求に基づき、世帯の所得に応じた自己負担金を支払っていただくことになります。  
なお未熟児に対する治療以外の治療や差額ベッド代などの保険対象外の治療は養育医療の対象ではありません。

#### 3 手続きはどうするの？

- ★ 役場住民健康課へ必要書類を提出して認定された場合は医療券をお渡ししますので、医療機関の窓口にて提示してください。

＜必要書類＞  
詳しくは住民健康課まで  
お問い合わせください。

※申請は退院前に行ってください。また、出生後、一か月以上経過しての申請は別途書類が必要となります。



## 赤ちゃんの健康診断・・・

### ●乳児一般健康診査

機関において、1歳までに2回、健康診査が受けられます。  
乳児一般健康診査受診票を医療機関に提示してください。  
詳しい使用方法については、母子健康手帳交付時に保健師から説明があります。

### ●乳幼児の健康診査

対象の子どもさんには  
個別通知をします。

道志村では、お子さんの発育・発達などの状況を確認するために、乳幼児健康診査を実施しています。

〈対象児〉

4か月・7か月・10か月・12か月健康診査

(10か月児にはブックスタートとして絵本をプレゼントしています)

1歳6か月健康診査

2歳児健康診査

3歳児健康診査

〈実施場所〉 水源の郷やまゆりセンター

お子さんの年齢に応じ  
た健診をしています

※幼児の希望者にはフッ素塗布をしています。

### ・視能覚検査

5歳児全員と、保育所入所者で希望がある児に、年1回視能覚の検査を実施しています。

気になる児には、精密検査票をお渡ししながら専門機関への受診を推奨しています。

### ・就学时健康診査

来年、小学校1年生になる児を対象に、小学校で実施します。

### ●虫歯ゼロ表彰 虫歯のない児童を対象に、表彰を行っています。

- ・3歳児虫歯ゼロ表彰
- ・小学6年生虫歯ゼロ表彰
- ・中学3年生虫歯ゼロ表彰
- ・8020表彰(80歳以上で、いきいき健康村どうし健診の歯科検診で20本以上ご自分の歯がある方)

## 予防接種を受けたい・・・

### ●乳幼児感染症予防事業

乳幼児の感染症を予防し、道志村で安心して過ごすために、下記のとおり、予防接種について助成を行っています。

(平成 25 年 4 月現在)

	対象疾患	接種方法	助成額
定期の予防接種	ポリオ 三種混合・四種混合 麻疹・風疹混合ワクチン (MR ワクチン) 日本脳炎 結核 (BCG) 小児用肺炎球菌ワクチン ヒブワクチン 子宮頸がん予防ワクチン	医療機関での個別接種	全額
任意の予防接種	おたふくかぜ 水痘 インフルエンザワクチン	医療機関での個別接種	全額  ※インフルエンザのみ 2,000 円の助成

### ●インフルエンザ助成事業

乳幼児から高齢者、すべての村民に上限 2,000 円を助成します。

16 歳から 64 歳までの方は、償還払いになりますので、住民健康課に申請してください。

### ●子宮頸がん予防ワクチン

小学校 6 年生～高校 1 年生を対象に、全 3 回分を助成します。

予防接種担当まで申請してください。



## 2 育 児

### お母さんたちと交流したい・・・



#### ●つほみっこくらぶ

保育園入園前のお子さんと母親を対象に、親子での交流の場を提供しています。

〈対象〉 保育園入園前のお子さんと保護者

〈日時〉 月2回、火曜日に開催 10時から12時

〈内容〉

手作りおやつ、季節にあったイベント（クリスマス会、キッズヨガ、さつまいも掘りなど）を実施。実施内容は毎月広報でお知らせします。

※イベント等、事前に申し込みが必要なものもありますので、住民健康課までお問い合わせください

### 子育ての支援・・・

詳しくは住民健康課まで  
印鑑・保険証が必要

#### ●やまなし子育て応援カード

18歳未満のお子様が3人以上いる家庭の保護者は、やまなし子育て応援カードの交付を受けて、協賛店舗・施設から商品の割引などを受けられます。

#### ●つほみっこはぐくみ支援事業

臨床心理士と保健師が保育所へ行き、お子さんたちの様子を見ています。気になるお子さんについては、随時お母さんの相談しています。

希望がある場合には、健診時に個別相談もできます。

#### ●保育所

入所相談は、住民健康課児童福祉担当まで

小学校就学前の児童を対象とし、保護者が就業や病気等のために、子どもを家庭で保育できない場合に、毎日一定の間、保護者に代わって集団保育しています。

## ひとり親家庭の応援・・・

### ●児童扶養手当

母子・父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。申請などの手続きは、住民健康課窓口で対応しています。

### ●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と児童、父母のいない児童が病気やけがで通院・入院等した場合に、本人の負担した費用を県と村で助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります。

詳しくは、住民健康課へ

### ●山梨県ひとり親家庭小中学校入進学支度金

小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に、県より支度金として**児童一人につき、1万円を支給**します。

対象者は、県内在住で、**ひとり親家庭の親を対象**としています。  
また、所得税非課税世帯が対象となります。

## 虐待の心配がある・・・

お子さんの発達などで困ったことがありましたら、まずは役場保健師にご相談ください。相談内容は、守秘義務がありますのでご安心ください。

### ●相談・連絡

家庭や地域において、**児童の虐待ではないかと気づいたら、相談・連絡をしてください。**

#### 〈相談窓口〉

1. 役場住民健康課 保健師 0554-52-1555
2. 山梨県中央児童相談所 055-254-8617  
055-354-8620 (夜間・休日)

## 緊急時の対応

子どもの症状をよく観察する

子どもの具合が急に悪くなった

富士・東部小児初期救急医療センターを受診したい

### ●富士・東部小児初期救急医療センター

休日・夜間、受診したい場合に対応

ただし、事前に受診可能か確認してからお越しく下さい。

〈診療時間〉 休日：午前9時～深夜0時（受付時間 午前8時30分～23時30分）

土曜日：午後3時～深夜0時（受付時間 午後2時30分～23時30分）

夜間（毎日）：午後8時～深夜0時（受付時間 午後7時30分～23時30分）

〈場所〉 富士北麓総合医療センター内 富士吉田市緑が丘2-7-21

〈連絡先〉 0555-24-9977

〈留意事項〉 あらかじめ電話で受診の状況などを確認。外科的疾患には対応していません。

緊急 救急車を利用

誰かに相談したい  
受診が必要かわからない。

### 小児救急電話相談を利用

電話番号 #8000  
055-226-3369

### ●小児救急電話相談

〈利用時間〉 毎日午後7時～午後11時

〈電話番号〉 #8000

ダイヤル回線からおかけの場合は、  
055-226-3369

〈対応者〉 小児医療に精通した看護師

〈相談内容〉 子どもの急な病気に関する相談

歯科を受診したい  
休日救急歯科診療  
午前10時～午後5時  
電話 0554-56-8899

### ●富士・東部口腔保健センター

#### 〈休日歯科診療〉

診療日：休日、祝祭日(大型連休)及び年末年始(12/29～1/3)

診療時間：午前10時～午後5時

急な歯の痛み、外傷などに対して応急処置を行います。まずは、お電話ください。

#### 〈心身障害児歯科診療〉

診療日：毎週木曜日午後(予約制)事前にお電話でお問い合わせください。

電話番号：0554-56-8899

一般の歯科医院で診療が難しい障害児の方々を対象に歯科診療を行います。

#### 診療について

- ・専門の研修を積んだ歯科医師と歯科衛生士が担当、安心して治療が受けられます。
- ・患者さん一人ひとりの状態に合わせた治療を行うように対応。
- ・お口の中の継続的な管理を行います。・バギーや車いすのままでも治療できます。



## 3 教育

### 学童保育「どうしっこ」・・・

小学校1年～6年生の児童の就業している保護者に代わり、**放課後や学校休業日（土日祝日等を除く）に保育**しています。

申請については、住民健康課学童保育担当にご相談ください。

### 歯みがき指導・・・

口の中の健康を保つことは、全身の健康を保つとともに、単に食べ物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となります。

定期的な歯科検診を促し、子どもの頃から歯の健康に気をつけることを意識づけ、正しい歯みがき習慣を身につけることを推進していきます。

#### ・ 歯みがき指導

保育所・小学校・中学校の各々に、年1回、歯科衛生士が虫歯予防と歯みがき指導をしています。

### 小中学校親子料理教室・・・

小中学校の児童・親子を対象に、食育としてバランスのよい食事・量等について調理実習をしながら学ぶ機会です。



## 4 結 婚



### 出会いがほしい・・・

#### ●道志村結婚相談所

村内に在住する独身の方に、結婚相手の紹介をしています。

結婚についての相談のある方は、[住民健康課\(0554-52-2113\)](tel:0554-52-2113)までお問い合わせください。

### 結婚したら・・・

#### ●結婚祝い金

道志村に住所があり、婚姻届後も **道志村に居住する夫婦に対して5万円を支給**しています。

### 住民登録するには・・・

以下の届出等に関するお問い合わせは[住民健康課\(0554-52-2113\)](tel:0554-52-2113)までお願いします。

#### ●戸籍の届出

種類	届出期間	必要なもの
出生届	出生した日から14日以内	出生届出書・届出人の印鑑・母子健康手帳・国民健康保険証（加入者のみ）
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡届出書・届出人の印鑑
婚姻届	期間の定めはなし	婚姻届出書・届出人の印鑑 村に本籍のない人は、戸籍の全部事項証明書（謄本）または戸籍の個人事項証明書（抄本） 未成年者が婚姻するときは父母の同意書 住所変更する場合は、転出証明書
離婚届	協議離婚の場合は、期間の定めなし。裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決確定から10日以内	離婚届出書・届出人の印鑑 村に本籍のない人は、戸籍の全部事項証明書（謄本） 裁判離婚の場合は、調停調書謄本、または裁判書もしくは判決の謄本と確定証明書

※婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届を出す方は、**本人確認**を行っているので、**免許証・パスポート等官公庁の発行した顔写真付の身分証明**をお持ちください。

※出生、結婚、お悔やみについては、個別端末機での配信を行います。ご希望の方は届け出の際、お申し出ください。

## ●住所変更等に伴う届出

種類	届出期間	必要なもの
転入届	村内に住所を移した日から14日以内	印鑑・転出証明書・国民年金手帳（加入者）
転出届	村外に住所を移す日まで	印鑑・印鑑登録証（登録者）・国民健康保険証（加入者）・後期高齢者医療保険証（加入者）・介護保険証（加入者）
転居届	村内で住所移動してから14日以内	印鑑・国民健康保険証（加入者）・後期高齢者医療保険証（加入者）・介護保険証（加入者）

## ●印鑑登録

種類	必要なもの
印鑑登録	登録する印鑑 認め印は不可

※本人確認できるものを持参下さい。（免許証等）

原則として本人の申請

## ●住民基本台帳カード

住民基本台帳カード（住基カード）とは、住民票に記載された住所、氏名、住民票コード等が記録されたICカードのことを言います。

住基カードは、写真付きのタイプと写真無しのタイプの2種類があり、写真付きのタイプは公的な身分証明書として活用できます。

住基カードの有効期限は10年間です。

### ・申請に必要なもの

#### ○本人確認書類

運転免許証、パスポートなどの官公庁が発行した写真付きの証明書。（写真付き身分証明書をもちでない方は、健康保険証、国民年金手帳など申請者の本人確認ができる書類を2点以上お持ちください）

#### ○証明書用写真（たて4.5cm よこ3.5cm）

写真付きタイプの住基カードを希望される方は、申請前6カ月以内に撮影した上半身・無帽・正面・無背景の写真をご用意ください。窓口で撮影することもできます。

#### ○交付手数料

500円

## ●戸籍・住民登録の主なもの

種類	必要なもの	手数料
戸籍全部事項証明（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	本人確認できる書類（運転免許証等）	1通450円
除籍全部事項証明（謄本） 除籍個人事項証明（抄本）		1通750円
改正原戸籍謄本・抄本		1件300円
戸籍附票謄本・戸籍附票抄本		
身分証明書 住民票の写し等		
印鑑登録証明書	印鑑登録証	
印鑑登録申請	登録する印鑑 本人確認できる書類（運転免許証等）	無料
住民基本台帳カードの交付 （発行日より10年間有効）	印鑑 本人確認できる書類（運転免許証等） 顔写真（4.5cm×3.5cm）	1件500円
電子証明書 （発行日より3年間有効）	住民基本台帳カード 本人確認できる書類（運転免許証等）	
埋火葬に関する証明書	届出人の印鑑	1件300円

※本人以外の方が請求（申請）される場合は、委任状が必要となる場合があります。

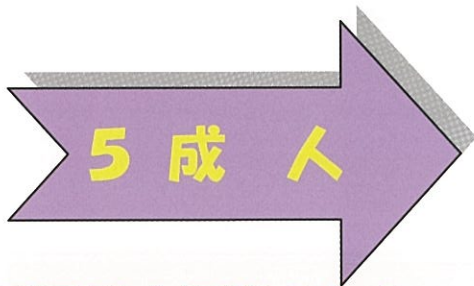
※印鑑登録証、及び住民基本台帳カードと電子証明書の交付は、本人以外できません。



## ●用語解説

用語	内容
戸籍全部事項証明（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本とは、戸籍に載っている事項を全部写したもので、戸籍抄本とは、必要な一部（一人）を写したものです。</li> <li>・道志村では平成17年にコンピュータ化されて、従来の縦書き（タイプまたは手書き）のものから横書きのものになっています。コンピュータ化以前に婚姻、死亡等で除籍になった人は記載されません。コンピュータ化以前のものを「(平成)改製原戸籍」といいます。</li> </ul>
改製原戸籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍は現在に至るまで数回、法律により改製されています。明治や大正生まれの人の場合、生まれてから亡くなるまでの戸籍が3通から4通ある場合もあります。</li> </ul>
除籍全部事項証明（謄本） 除籍個人事項証明（抄本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍に載っている人が、全員除籍になった戸籍を除籍謄本といえます。除籍抄本は、除籍謄本の中から必要な一部（一人）を写したものです。</li> </ul>
戸籍附票謄本・戸籍附票抄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍に載っている人の住民登録の履歴を記載したものを「戸籍の附票」といいます。</li> <li>・戸籍のコンピュータ化に伴い、戸籍の附票もコンピュータ化されました。<u>コンピュータ化以前の住民登録の変動についての履歴は記載されません</u>のでご注意ください。</li> </ul>
住民票の写し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員全員のものとして「謄本」、世帯員のどなたか一人のものを「抄本」といいます。</li> <li>・本籍、筆頭者、世帯主、続き柄は記載するかどうかを選ぶことができます。</li> </ul>
電子証明書 (発行日より3年間有効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットで確定申告等の電子申請サービスを利用するときに必要になります。</li> <li>・サービスを利用するときには、ICカードリーダーライターが別途必要な場合もあります。</li> </ul>





## 国民健康保険の加入・・・

医療機関等を受診する場合、健康保険に加入していないと、全額負担になってしまいます。職場の健康保険等に加入されていない方は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

### 〈加入する方〉

職場の健康保険、共済組合等に加入されていない方と扶養に入っていない方

例：自営業の方、その家族

会社を退職された方 など

### ●届け出

以下の場合には届け出が必要です。届け出時には必ず、印鑑をお持ちください。

	このようなとき	持参するもの (印鑑は必ずお持ちください)
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	身分証明書 (運転免許証など)
	子どもが生まれたとき	健康保険証 母子健康手帳
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことが分かる証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国民健康保険を脱退するとき	他の市町村へ転入するとき	健康保険証
	職場の健康保険へ加入したとき	健康保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	加入した職場の健康保険証
	死亡したとき	健康保険証 死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	健康保険証 保護開始決定通知書

	外国籍の方が脱退するとき	健康保険証 外国人登録証明書
その他	退職者医療制度に該当したとき	健康保険証 年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	健康保険証
	村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	健康保険証 在学、在所証明書
	修学や施設入所で他市町村へ住所を移したとき	
	修学や施設入所から戻ったとき	健康保険証

## ●給付について

### ①療養の給付

病気やけが等で医療機関にかかる際に、窓口で健康保険証を提示すれば、**かかった費用の一部の負担だけで残りは国民健康保険が負担します。**(入院時の食事代等は別途自己負担になります)

小学校就学前	小学校就学後～69歳	70～74歳
2割	3割	2割 (一定所得以上3割)

※70歳以上の方については、所得の状況により負担割合が決まります。

※75歳以上は、後期高齢者医療保険になります。くわしくは、p30をご覧ください。

### ②高額療養費

医療機関で高額の一部負担金を支払ったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により払い戻されます。ただし、入院時の差額ベッド代や食事代等は支給対象外です。

### ③療養費

次のような場合で費用の全額を支払った場合は、申請により認められた部分のうち、自己負担を除いた部分が支給されます。

- ・緊急なその他やむを得ない理由で、健康保険証を持たずに医療を受けたとき
- ・骨折、ねんざ等で柔道整復師の施術を受けたとき
- ・医師の同意を得て、あんま、はり、灸、マッサージの施術を受けたとき
- ・ギブス、コルセットなどの治療用補装具を購入したとき
- ・海外で医療を受けたとき



#### ④出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときに支給されます。また、妊娠12週以上の死産・流産の場合も支給されます。**支給額は出産1回につき、390,000円です。**（産科医療補償制度に加入している医療機関において出産の場合は420,000円）

#### ⑤出産育児一時金直接支払い制度

出産に伴う費用の支払いについて、出産育児一時金を村が直接、医療機関に支払うことにより、医療機関への出産費用の支払いが軽減される制度です。

#### ⑥葬祭費

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方に支給されます。

**支給額は50,000円です。**

#### ⑦特定健康診査

40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施します。希望される方は、健康づくり推進委員に申し込み、ご利用ください。

## ●国民健康保険料

国民健康保険は、被保険者のみなさんの保険料により運営されています。納期限までに必ず、保険料を納めてください。

### 〈金額〉

国民健康保険料は、次の方法により世帯単位で計算された額を、世帯主が納付義務者となり納めます。

- ① 所得割額（所得に応じて計算）
- ② 資産割額（資産に応じて計算）
- ③ 均等割額（国民健康保険の加入者数に応じて計算）
- ④ 平等割額（1世帯当たり定額で計算）

※ 所得金額により、軽減の制度もありますが、申告書等で所得の把握ができない世帯については、軽減の対象となりません。

※ 転入や他の健康保険を脱退したときなど、届け出が遅れても資格が発生した月にさかのぼって国民健康保険料を納めることとなります。

### 〈納付方法〉

普通徴収と特別徴収があります。

- ① 普通徴収は、納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。
- ② 特別徴収は、年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料が天引きされます。口座振替依頼書は、役場、指定金融機関、収納代理金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口にて備えてあります。



## 国民年金に加入・・・

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することになっています。

国民年金の加入者は次の3種類にわけられます。

### 【第1号被保険者】

自営業・農業およびその配偶者、20歳以上の学生、無職・フリーターなど

### 【第2号被保険者】

会社員、公務員等

### 【第3号被保険者】

会社員、公務員（第2号被保険者）の被扶養配偶者

次のような方は、希望により国民年金に加入できます。（任意加入被保険者）

- ・60歳以上65歳未満の方
- ・外国に在住している20歳以上65歳未満の日本人

以下のような場合には、届出をお願いします。

	このようなとき	持参するもの
加入するとき	20歳になったとき	・印鑑 ・在学証明書（学生納付特例を申請する場合）
	会社員や共済組合員でなくなったとき	・印鑑 ・年金手帳 ・退職年月日が確認できる書類
	サラリーマンの夫の扶養でなくなったとき	・印鑑 ・年金手帳 ・扶養の喪失日が確認できる書類
	第3号保険者が離婚したとき	・印鑑 ・年金手帳
その他	年金を請求するとき	・印鑑 ・年金手帳 ・配偶者の年金手帳 ・本人名義の預金通帳 ・戸籍謄本、住民票謄本など
	転入、転出など住所が変わったとき	・印鑑 ・年金手帳
	保険料を納められないとき ※1 ※2	・印鑑 ・年金手帳
	学生で保険料を納められないとき※3	・印鑑 ・年金手帳 ・在学証明書
	年金手帳をなくしたとき	・印鑑
	死亡したとき	・印鑑 ・年金手帳 ・年金証書 ・戸籍謄本、住民票謄本など

※1 保険料の免除・猶予を希望される場合は、申請により所得内容の審査の後、承認されると保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます。また、若年者納付猶予

制度として、20歳代の若者限定で前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予できます。

- ※2 失業により、保険料の免除を希望される場合は、公的機関から発行され、離職日が確認できるもの（雇用保険受給資格者証等）をお持ちください。
- ※3 学生納付特例制度として、学生で本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

## 健康診断を受けたい・・・

### ●健康手帳の交付

健康手帳を交付しています。健康診査結果の記入するなど、日ごろの健康管理にお役立ててください。

〈対象〉

年度で40歳になる人

〈配布方法〉

住民票により役場から4月に郵送します

### ●いきいき健康村どうし健診

健康づくりは、自分の体を知ることから始まります。

**年に一度は、基本健診（特定健診）とがん検診を受け、自分の体のチェックをしましょう。**

〈名称〉いきいき健康村どうし健診（基本健診）

〈内容等〉

年 齢		自己負担	必要なもの
20～39歳の方		1,000円	自己負担金、問診票 健康保険証
40歳以上	国民健康保険 加入者	1,000円	自己負担金、問診票 健康保険証
	社会保険加入者 (本人)		村の基本健診受けられません。がん検診のみの受診となります。
	社会保険加入者 (被扶養者)	受診券の金額	会社または保険者発行の受診券(受診券がないと受けられません) 健康保険証、問診票

75歳以上	1,000円	自己負担金 問診票
-------	--------	--------------

**※40,45,50,55,60歳の人は無料になります。**

〈健診時期〉

春、秋に開催。広報、通知等で確認してください。

〈受付時間〉

午前8時から

〈健診場所〉

日によって変更しますので、広報、通知等で確認してください。

〈申し込み方法〉

各自治会の健康づくり推進委員が、事前に家庭を訪問し、申し込みを受け付けます。

自治会外はご自宅に日程表、申込書を郵送します。

●**がん検診・その他の検診**

〈内容〉

検診項目	対象年齢	自己負担	検診内容・注意点
肺がん検診・レントゲン検査	20歳以上	500円	胸部レントゲン検査
胃がん検診			胃部レントゲン検査(バリウムを飲みます)
大腸がん検診			便検査
肝がん検診			超音波(エコー)検査
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円	血液検査
乳がん検診	20歳以上の女性	500円	20歳以上はエコー検査のみ 40歳以上の偶数年齢マンモグラフィー検査(場合により選択可)
子宮がん検診	20歳以上の女性	[集団検診] 500円 [施設検診] 頸がん1,000円 体がん2,500円	[集団検診] 検診車での検診になります。 [施設検診] 指定の医療機関での個別検診になります。予約必要。
甲状腺がん検診	20歳以上	500円	

骨粗鬆症検診	20歳以上の女性	500円	骨密度の測定
肝炎ウイルス検査	40歳以上の該当者		血液検査

#### 〈健診時期と健診場所〉

**いきいき健康村どうし健診と同じ日時・同じ場所で行います。**

ただし、婦人科検診（骨粗鬆症検診、乳がん検診、子宮がん検診、甲状腺検診）については、いきいき健康村どうし健診日の午後になります。

#### 〈申し込み方法〉

いきいき健康村どうし健診の申し込みと一緒に申し込みしてください。

#### 〈無料対象者〉

子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、基本健診について、無料で受診できる年齢があります。くわしくは、広報等で確認してください。

### ●歯周疾患無料検診

8020 表彰、この検診受診者の中から選ばれます。

## 健康維持・増進のために・・・

### ●インフルエンザ助成事業

住民の方、**全員に2,000円を上限にインフルエンザ予防接種の金額を助成**しています。15歳未満、65歳以上の方は、支払い時に助成されますが、16歳から64歳までの方は、償還払いになりますので、領収書、証明書、振込口座をご持参ください。

### ●健康診査結果説明会と特定保健指導

後日お知らせの通知を致します。

### ●アクアビクス教室

プールの中で、エクササイズを行います。健康増進を目的とし、生活習慣病を予防するための教室です。

\* 申し込み・問い合わせは住民健康課（0554 - 52 - 2113）

〈対象〉

どなたでも参加できます。

〈時期〉

6月～9月の火曜日

〈内容〉

水中で浮力を利用しながら、エクササイズを行います。

講師が明るく指導しながら、水中フィットネスを60分程度実施します。

継続的に実施することで代謝をよくし、病気にならない体づくりを目指します。

## ●万歩計の貸出し

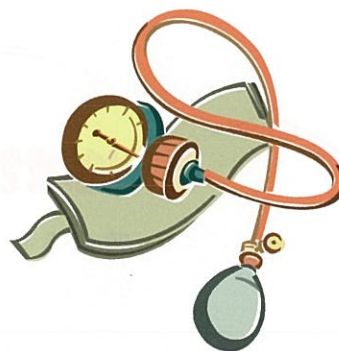
あなたの生活動作量は、どのくらいか知っていますか？

無料で、万歩計を貸出し、分析を行っています。

生活習慣病予防のために使ってみてはいかがでしょうか？

住民健康課に、ご相談ください。

なお、ご相談の際は、身長・体重を伺いますのでわかるようにしてください。



# 6 高齢者

## 高齢者福祉に関するあらゆるご相談は・・・

### まず地域包括支援センターへ

#### ●地域包括支援センターとは・・・

高齢者の方の悩み、疑問、相談ごとをお受けし、支援を行っています。生活をしていくうえで、困ったことがありましたら地域包括支援センターへご相談ください。家庭訪問も行っています。

#### 介護や健康のこと

- 介護保険って何？
- 介護保険を使いたいけど、どうしたらいいのかなあ。
- 足腰が弱ってきて家事ができなくなっていた。
- 今の健康を維持したい。

#### 権利を守ること

- 悪質な訪問販売の被害にあった。
- 知らない若者から「孫だけど・・・」と電話があった。
- 虐待にあっている人がいる。
- 虐待をしてしまう。

### 地域包括支援センター

☎0554-52-2113

保健師

(主任ケアマネージャー)

#### さまざまな相談ごと

- 近所に住む、一人暮らしのお年寄りが心配。
- 病院を退院するのに、家での生活が心配。
- 困っていることがあるのだけど、誰に相談していいかわからない。

## 生活支援・介護サービス等を必要とする方への取り組み

道志村では以下のような生活支援をしています。利用を希望される方、くわしいことを知りたいという方、お気軽に地域包括支援センター（☎52-2113）までお問い合わせください。



### ●日常生活全般への取り組み

支援	内容	対象者	時期等
紙オムツ支給サービス事業	民生委員さんによる声かけと紙オムツの支給	在宅にいる重度心身障害者。また、要介護3以上でおむつを使用している方	2か月に1回 ※入院、施設入所されている方は対象外
理美容サービス	訪問理美容代金1回3,000円の助成	在宅にいる重度心身障害者。また、要介護3以上の方	年間6回まで
買い物ツアー	村外に食料品や生活用品の買い物にでかけます	移動が困難なひとり暮らし、障害・高齢者世帯の方	毎月1回 事前申し込みが必要
介護慰労金支給事業  p32を参照	在宅の寝たきり高齢者、または重度の認知症の症状のある要介護高齢者を介護する家族に <u>月額1万円の介護慰労金を支給します。</u>	村内に住所を有する者で、要介護4以上（相当する者を含む）の認定を受けている被保険者と同居し、日常的に在宅において介護している方。	申請書に必要事項を記入し、添付資料として、介護支援専門員が1年間経過した後に申請する。 (死亡者は、随時申請可能)

### ●生活機能の低下がみられる方（教室）

教室	内容	対象者	時期等
運動教室	セラバンド・ウェーブ、竹踏みなどを活用し、全身の筋肉をバランスよくつける	チェックリストより運動機能の低下がある方が優先	月4回実施。 自主グループもあります
元気歯つらつ事業	口の健康について知るとともに、低下している口腔機能の働きを改善するために個別指導をしています。	チェックリストより、口腔機能の低下がある方	3カ月の間、月2回開催。 5回1クールとして実施。

## ●高齢者のみなさん

事業・教室	内容	対象	時期等
介護予防教室 ふれあいサロン	セラバンドを使っ ての体操、認知症予 防のためのレクレ ーションなど	70歳以上の方	自己負担200円。 年間3回ふれあいサロンのある 午前中に開催 申し込みは社会福祉協議会まで
創作活動教室	籐細工、布草履、ク ラフト細工、料理教 室など	65歳以上の方	6～11月 月2回 申し込みは住民健康課まで
敬老祝い金事業	祝い金を支給	100歳、88歳、 77歳になる方	敬老週間 民生委員さんが9月中に配布
救急医療情報キ ット	救急の際、救急隊が スムーズに対応で きるよう、救急医療 情報キットを配布 し、個別の医療情報 を記載したものを 保管してもらう	65歳以上の方	毎年、65歳にな られる方に民生委 員が配布 
お茶のみ会	川原畑、長幡西、馬 場、善之木、神地、 月夜野、久保地区に おいて、高齢者の交 流会を実施	概ね70歳以上の 方で参加希望者	月1回 100円の参加料 ※くわしくは広報等で確認して ください
音楽療法	声を出して歌うこ とや懐かしい音楽 を聴き回想するこ とにより認知症予 防や介護度を軽減 させる	参加希望者	毎週曜日が変わりますので、道 志茶屋(52-1611)に問い合わ せてください。 



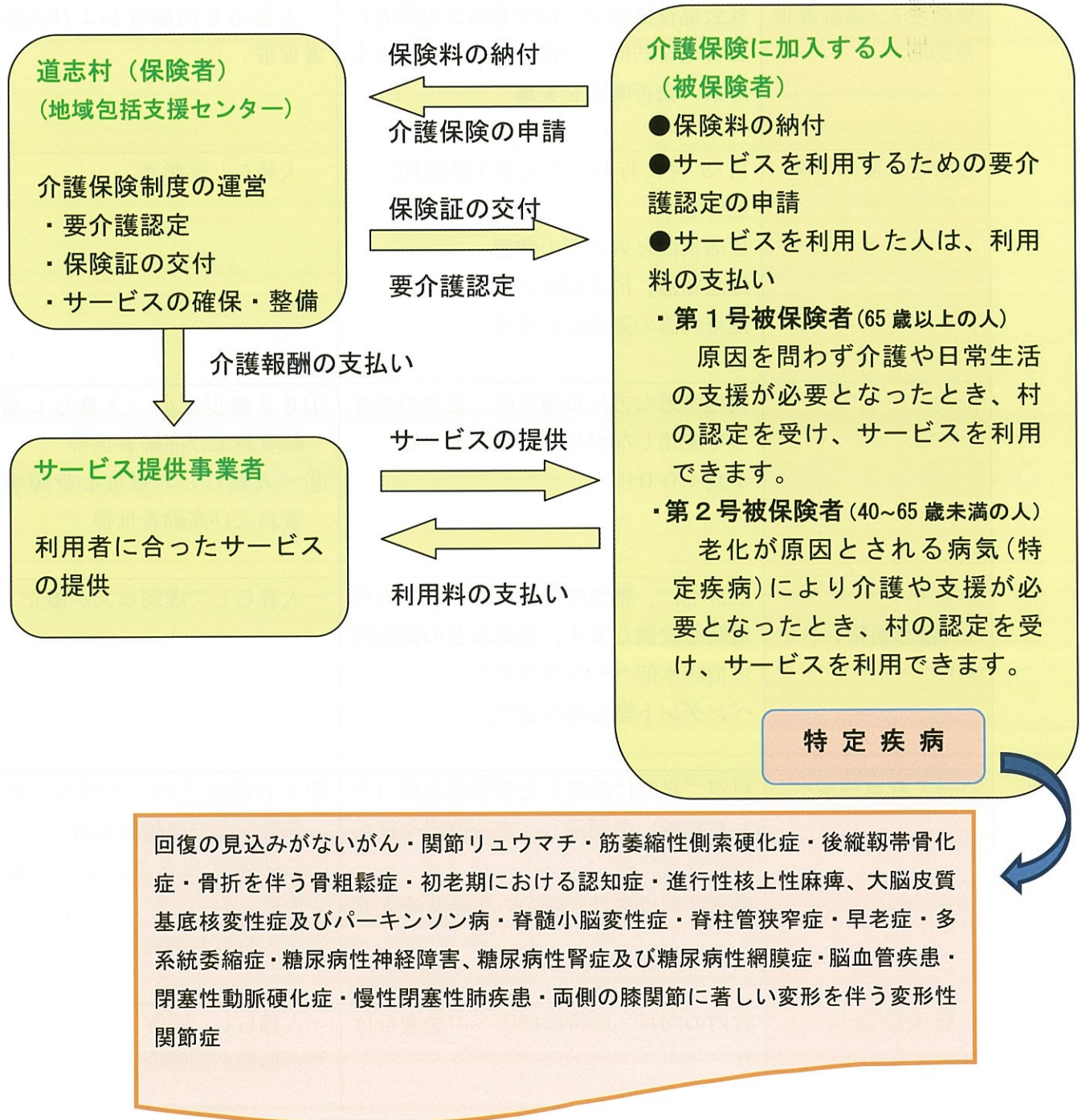
## ●一人暮らし高齢者世帯

道志村では、一人暮らしの高齢者の方などを対象に、以下のサービスを実施しています。希望がある場合、くわしい問い合わせは地域包括支援センターまでお願いします。

	内容	対象者
独居老人・高齢者世帯訪問	社会福祉協議会と民生委員が対象者のご自宅を訪問。日常生活における安全対策、安否確認を実施	一人暮らし高齢者および高齢者世帯
独居老人訪問事業	11・3月に行われる火災予防週間に実施する 生活状況と火の元の確認 煙感知器、消火器具の確認・点検 健康状態の確認と相談等	一人暮らし高齢者
配食サービス	調理困難な方に毎週2回、昼食のお弁当を配達しながら安否確認を実施。 1食100円	①65歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者世帯 ②一人暮らしの重度心身障害者および高齢者世帯
ふれあいペンダント(緊急通報システム)	ご自宅に、緊急時の通報ができる専用電話を設置します。急病などの緊急時に消防本部へつながります。 ペンダント型もあります。	一人暮らしで虚弱な人が優先
にっこりコール	村がご自宅に設置した個別端末機(テレビ電話)を利用し、安否確認や声かけ電話を行う。 運営時間は午前9時から午後4時まで	①65歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者世帯 ②日中独居になる高齢者や障害者 ③一人暮らしの障害者
診療所送迎サービス	村内の内科・歯科診療所への送迎を行う	一人暮らし、障害・高齢者世帯で、移動が困難な人

## 介護保険制度とは何でしょうか・・・

介護保険制度は、市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方は、被保険者（加入者）となって、保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払って、サービスを利用できるしくみです。



### ●介護保険を利用する

介護保険を利用する場合には、介護認定を受ける必要があります。介護認定は、認定調査と、主治医の診断書により、認定審査会によって決定されます。

### ① 認定の申請をします。

サービスの利用を希望する方は、住民健康課に申請をしてください。

申請は、ご本人、ご家族のほか、地域包括支援センター、ケアマネージャー、介護保険施設などに代行してもらうことも可能です。

〈必要なもの〉

- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

### ② 調査と審査が行われます。

- ・ 訪問調査・・・心身の状況を調べるために、ご自宅へ訪問し、ご本人とご家族から聞き取り調査をします。
- ・ 主治医の意見書・・・主治医に介護を必要とする原因疾患や心身の状況についての記載を受けます。



- ・ 一次判定（コンピュータによる判定）
- ・ 二次判定（介護認定審査会による判定）

### ③ 認定結果をお知らせします。

判定後の認定区分により、必要な介護サービスを受けられます。

認定結果（要介護状態）は、以下に分けられます。

要介護1～要介護5 ・ 要支援1 ・ 要支援2 ・ 非該当

（非該当の場合、介護保険サービスは利用できません。）

### ④ ケアプランを作成します。

要介護認定により非該当以外の方は、ケアプランに沿って介護保険サービスが提供されます。ケアプランの作成は、居宅介護支援事業者などに依頼し、ケアマネージャー（介護支援専門員）と相談しながら、作成してもらうことが可能です（無料）。

居宅介護支援事業所一覧を地域包括支援センターで配布していますので、ご希望の方は、ご相談ください。

## ⑤ケアプランにもとづきサービスを利用します。

介護保険サービスには、自宅で受けられるサービス、施設へ通って受けるサービス、施設に入所して受けられるサービスがあります。介護サービスは、原則1割の自己負担で利用できます。

### 介護保険サービスの内容

#### ○在宅サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

#### ○地域密着型サービス

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・複合型サービス
- ・定期巡回、随時対応型訪問介護・看護

#### ○施設サービス（要介護1～5の方のみ）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設（療養型病床）



## ●介護保険料

介護保険は、被保険者の納める保険料が、大切な財源になっています。

介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

保険料の納め方は、2種類に分かれます。

①普通徴収・・・村から送られてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

②特別徴収・・・年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料を引かれます。（年金が年額18万円以上の方）

\*なお、保険料を納め忘れてしまうと、さまざまなサービスが使えなくなってしまいます。

## 後期高齢者医療制度とは何でしょうか・・・

後期高齢者医療制度とは、国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする医療保険制度のことで、詳細は以下の表のようになっています。

対象者	いつから対象になるのか	保険料	給付の内容
①75歳以上のすべての方 ②一定の障害のある65歳以上の方 で山梨県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方  *対象者には被保険者証が1人1枚山梨県後期高齢者医療広域連合から交付される	①75歳の誕生日当日からで手続きは不要 ②一定の障害のある65歳以上の方で山梨県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から	均等割額と所得に応じた所得割額の合計の保険料を被保険者全員が特別徴収（年金天引）または普通徴収（納付書または口座引き落とし）により納付  *保険料率は2年毎見直され、世帯の所得水準に合わせて保険料の軽減がある	高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費、訪問看護療養費、移送費、療養費（補装具等）、限度額適用・標準負担額減額認定等  *第三者による事故にあったときは・・・交通事故など、第三者の行為によるけがや病気になったときにはご連絡ください

## 高齢者福祉に関するその他の取り組み

「高齢者福祉」は介護保険制度ではありません。  
道志村では健康診断をはじめ様々な取り組みを行っていますので、以下、ご参照ください。

### ●健康診断を受けたい

道志村では、いきいき健康村どうし健診として、基本健診、がん検診を行っています。  
1年に1度、健康診断を受け、自分の体をチェックしましょう。

#### 基本健診

年齢		自己負担	必要なもの
65歳以上	国民健康保険加入者	1,000円	自己負担金 健康保険証
	社会保険加入者(本人)		健康保険証 (基本的に村の健診は受けられませんが、がん検診のみ受けられます)
	社会保険加入者(被扶養者)	受診券の金額	会社または保険者発行の受診券 (受診券がないと受けられません) 健康保険証
75歳以上		1,000円	自己負担金

#### がん検診

検診項目	対象年齢	自己負担	検診内容・注意点
肺がん検診・レントゲン検査	20歳以上	500円	胸部レントゲン検査
胃がん検診			胃部レントゲン検査(バリウムを飲みます)
大腸がん検診			便検査
肝がん検診			超音波(エコー)検査
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円	血液検査
乳がん検診	20歳以上の女性	500円	20歳以上はエコー検査のみ 40歳以上の偶数年齢マンモグラフィ検査
子宮がん検診	20歳以上の女性	[集団検診] 500円	[集団検診] 検診車での検診になります。

		[施設検診] 頸がん1, 000円 体がん2, 500円	[施設検診] 指定の医療機関での個別検診になります。予約必要。
甲状腺がん検診	20歳以上	500円	超音波（エコー）検査
骨粗鬆症検診	20歳以上の 女性	500円	
肝炎ウイルス検査	40歳以上の 該当者		血液検査

## ●インフルエンザ予防接種

全ての高齢者に対して、インフルエンザ予防接種の金額2,000円を限度として助成しています。郵送された問診票を持って接種した後、差し引いた金額をお支払い下さい。問診票がない場合は、住民健康課（0554—52—2113）に連絡ください。

## ●在宅介護慰労金支給

重度の要介護高齢者を在宅で介護しているご家族の労をねぎらうとともに、経済的な負担の軽減と、要介護高齢者の健康で快適な在宅生活の継続及びその水準の向上に資するため、慰労金を支給致します。

＜慰労金の額＞ 月額1万円（年間最大12万円）

\* 医療機関への入院、介護保険施設への入所期間を合算した日数に応じて、支給対象月から除きます。

＜申 請＞ 担当のケアマネージャーに相談してください。

## ●福祉資格取得費用の助成

村民のみなさんがいつまでも安心して本村で暮らすことができるよう、福祉資格を取得される方を養成し、その福祉資格取得者が本村で活躍していけるよう支援していきます。

＜対象となる資格＞ ホームヘルパー2級、介護福祉士、介護支援専門員

＜対 象 者＞ ・ 申請前1年以上継続して本村に住所を有する方  
・ 資格取得後は村内で高齢者の支援に関する仕事に従事出来る方

＜助 成 金＞ 取得に要した受講料、受験並びに教材費の2分の1の額  
（限度額5万円）

＜申 請＞ 資格取得された年度内までに、住民健康課に申請してください。



## ●虐待の心配

高齢者虐待とは、家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為を指します。  
この行為は、高齢者の基本的人権を侵害し、心や身体に深い傷を負わせるようなものです。

その種類として、

- ①**身体的虐待**（殴る、蹴る、つねるなどで、本人の意に反し手足を縛る身体的拘束もある）、
- ②**性的虐待**（性的な暴力で高齢者夫婦間でのドメスティックバイオレンス-DV も含まれる）、
- ③**心理的虐待**（脅迫や侮辱などの言葉による暴力、恫喝、侮蔑）
- ④**介護や世話の放棄といった「ネグレクト」**（生活に必要な介護の拒否、意図的な怠慢、必要な医療や食事、衣類や暖房の提供をしない、病気の放置など、生活上の不合理的な制限、戸外への締め出し）
- ⑤**経済的虐待**（年金・預貯金・財産を横取りされたり、不正に使用されたり、売却されること）

などがあげられます。

虐待の不安を感じたら、**専用電話相談窓口（52-1555）**までご連絡ください。  
ご本人でもご家族でもご近所の方でもかまいません。  
保健師が対応し、秘密は厳守させていただきます。



## 7 障害児・者

ここでは、①「障害者等相談支援」について、②「療育手帳」について、③「公的サービス」についてという順番で説明していきます。障害認定がされた場合、この順番でさまざまな制度により公的な支援が受けられます。

\* 障害になったら相談→手帳→医療→障害者総合支援(介護給付・訓練給付・地域生活支援)

### 1. 「障害者等相談支援」という制度があります・・・

#### ● 「障害者等相談支援」とは

障害者およびその家族の生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加を促すことを目的に、相談支援を行っています。

障害認定されましたら、不安や心配な事、疑問点等ご相談ください。どのような内容でもかまいません。委託先の相談支援専門員が対応させていただきます。

#### 〈対象〉

障害児・者およびそのご家族

#### 〈内容〉

福祉サービスの情報提供や相談・支援

社会資源の活用

社会生活力を高めるための支援

ピアカウンセリングに関する業務

権利擁護のために必要な支援業務

専門機関の紹介に関する業務

#### 〈相談場所〉

山梨福祉事業会 どリーむ宝

0554-23-0460

(村委託事業)

訪問も可能ですので、必要な方はぜひご相談ください



## 2. 「障害者手帳」を取得してください・・・。

### ●障害者手帳の取得にあたって

障害者手帳を取得することにより、障害の程度に応じて各種サービスを利用することができます。障害者手帳についてのお問い合わせは、住民健康課障害担当（☎0554-52-2113）まで、ご相談ください。

なお、障害者手帳はその障害ごとに分類されていて、以下のように「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」の3種類があります。手帳は身体に障害があることを証明するとともに、障害者の方が福祉サービスを利用する時に必要となります。申請する場合は、それぞれの手続きでお願いします。（なお、その他、発達障害・難病の方も対象となります。）

#### 身体障害者手帳

##### 〈対象〉

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫（HIV）・肝臓に慢性的な障害をもつ人

##### 〈提出するもの〉

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・身体障害者手帳交付申請書付表
- ・身体障害者診断書・意見書
- ・顔写真2枚（縦4cm横3cm）

#### 精神障害者保健福祉手帳

##### 〈対象〉

精神疾患を有し、初診から6カ月以上経過している人

##### 〈提出するもの〉

- ・障害者手帳交付申請書
- ・障害者診断書（障害者年金1・2級の写し）
- ・顔写真2枚（縦4cm横3cm）

#### 療育手帳

##### 〈対象〉

18歳までの間に知的障害があらわれた方

##### 〈提出するもの〉

- ・療育手帳交付申請書
- ・療育手帳交付申請書付表
- ・顔写真2枚（縦4cm横3cm）

### 3. 公的サービスは「障害者手帳」を取得することによって受けられます・・・

#### 《障害者の制度・サービスについて》

お気軽に、住民健康課障害担当（☎0554-52-2113）までご相談ください。

#### ●障害者の医療について

##### ①重度心身障害者医療費助成について・・・

病院で、診療を受けた場合に、支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

###### 〈対象〉

- ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者
- ・療育手帳Aの交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている者
- ・障害基礎年金1級または2級受給者
- ・特別児童扶養手当1級または2級受給者

###### 〈内容〉

医療機関においての受診や、薬局で処方箋に基づいた薬を購入したりする場合に、保険診療の自己負担分を助成します。県外の受診等の場合は一時立替払いをして、後日、領収書を添付の上、申請すれば償還払いで支払います。

※所得制限があります。

##### ②総合支援医療（精神通院医療費）

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者の通院医療に係る費用を公費で負担しています。

###### 〈対象〉

精神疾患のため、継続的な通院医療を必要とする方

###### 〈内容〉

専門医の診断書を添えて、申請をしてください。

通院時の医療費が原則1割負担になります。

世帯の所得に応じて、負担の上限を設定するなどの負担軽減措置があります。

### ③総合支援医療（更生医療給付）

障害の程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的とした手術等を受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。

#### 〈対象〉

身体障害者に対し、日常生活や職業生活上の負担を除去、障害を軽くしたり、手術等を行う特別医療

#### 〈内容〉

肢体、視覚、心臓等の手術また、腎臓等の透析治療を受ける際、医療費の自己負担分を給付します。

### ④総合支援医療（育成医療）

身体に障害のある児童に対して、早い時期に治療を受け、将来、生活していくために必要な能力と機能を持たせるため、その医療費を公費で負担します。

#### 〈対象〉

18歳未満の児童

#### 〈内容〉

肢体不自由、視覚障害、平衡機能障害、音声言語機能障害、腎臓、心臓、その他の内臓疾患。医療費の1割負担、世帯の所得に応じて負担の上限を設定するなどの負担軽減措置があります。

#### 〈手続き〉

世帯全員の所得課税証明書、保険証、印鑑、指定医療機関の医師の意見書

## ●障害者総合支援について

### ①介護給付及び訓練給付

障害者福祉サービスには介護支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」があり、以下の表にあるようなそれぞれのサービスが受けられます。

#### 「介護給付」で受けられるサービスの種類

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	安全かつ快適に視覚障害者への「移動の支援」を行い「視覚情報の提供」を行うものです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 「訓練等給付」で受けられるサービスの種類

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

お問い合わせ：住民健康課障害担当

☎0554-52-2113



## ②地域生活支援

障害のある人が、その有する能力や、適正に応じ自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう地域生活支援事業で障害者の生活を守ります。

### 「地域生活支援事業」で受けられるサービスの種類

相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などから相談に応じ必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。なお、村では事業を宝山寮に委託しています。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある人と、その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳、要約筆記、点字等を行う者の派遣を行う。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
訪問入浴サービス事業	障害のある人が、日常生活においてほとんど介護を要する重度の身体障害者の方で自宅で入浴が困難と認められる人に、訪問入浴サービスを行う。(介護保険法の規定により同様のサービスを受けられる人は、対象になりません。)

お問い合わせ：住民健康課障害担当

☎0554-52-2113

## ●補装具及び日常生活用具の給付について

### ① 障害者等日常生活用具給付

在宅で生活している障害者等に対し、日常生活がより円滑に送れるよう、自立支援用具等の日常生活用具を給付しています。日常生活用具は、介護訓練支援用具、日常生活支援用具、在宅療養支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等です。ご購入前に相談ください。

#### 〈対象〉

在宅で生活している障害者等であって、日常生活用具を必要とされる方

#### 〈内容〉

申請により、給付が決定します。

世帯の所得に応じて、自己負担が発生します。

#### 〈申請〉

手帳（身体、療育、精神）、用具の見積書、状況に応じて医師の意見書が必要

## ②障害者補装具の支給

身体障害者（児）の身体の不自由なところを補い、日常生活していくために、必要な補装具の購入、または修理に係る費用の一部を公費で負担します。購入、修理の前にご相談ください。

### 〈対象〉

障害者手帳を持っている方

### 〈内容〉

補装具の購入、修理に係る費用の一部を負担します。世帯の所得に応じて自己負担が変わります。（介護保険法の対象とならない場合に限る）

### 〈種類〉

義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器

お問い合わせ：住民健康課障害担当

☎0554-52-2113

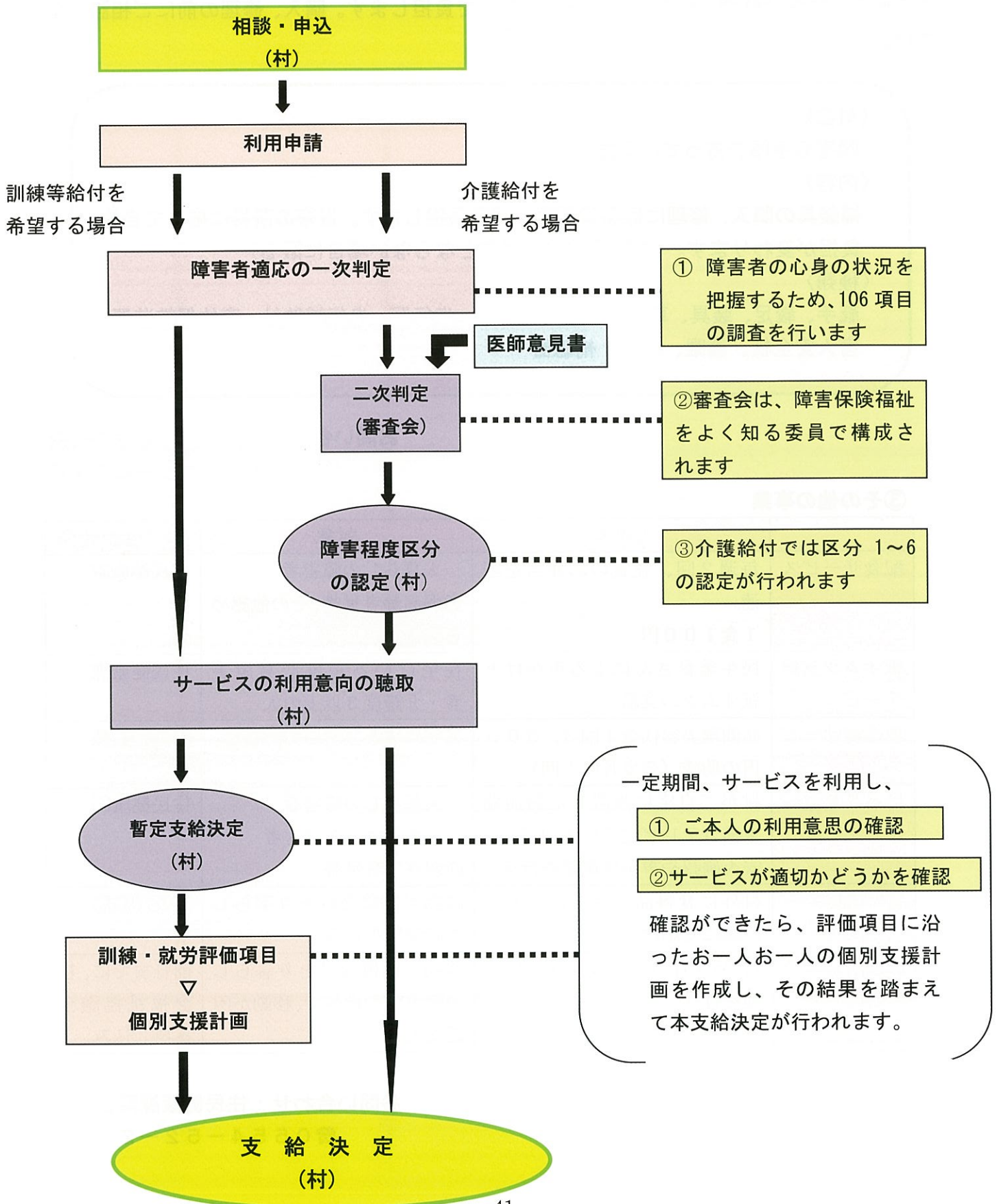
## ③その他の事業

	内容	対象	問い合わせ先
配食サービス	毎週2回、昼食のお弁当を配達。 1食100円	一人暮らしの障害者 虚弱高齢者世帯、その他認められた人	住民健康課
紙オムツ支給サービス	民生委員さんによる声かけと紙オムツの支給	在宅にいる重度心身障害者・介護度3以上の人	住民健康課
理美容サービス	訪問理美容代金1回3,000円の助成（3カ月に1回）	在宅にいる重度心身障害者	住民健康課
にっこりコール	村がご自宅に設置した個別端末機（テレビ電話）を利用し、安否確認や声かけ電話を行う。	一人暮らしの障害者 日中独居になる障害者 虚弱高齢者世帯	住民健康課
買い物ツアー	村外に食料品や生活用品の買い物にでかけます	移動が困難なひとり暮らしの障害者や世帯	住民健康課
診療所送迎サービス	村内の内科・歯科診療所への送迎を行う	移動が困難なひとり暮らしの障害者や世帯で、移動が困難な人	前日までに、社会福祉協議会へ申し込み

お問い合わせ：住民健康課障害担当

☎0554-52-2113

## <障害者福祉サービスの利用手続き(支給決定までの流れ)>





# 8 難 病

## 難病患者等居宅生活支援・・・

国が定める123疾患及び慢性関節リウマチの患者、ただし、短期入所事業では遷延性意識障害と認定された方も対象となります。

### ●特定疾患とは

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面での長期にわたる支障がある特定の疾患を指し、現在は以下の一覧にあるような123疾患が対象となっています。

### 特定疾患の一覧 (2013年3月31日現在)

1 脊髄小脳変性症	2 シャイ・ドレーガー症候群	3 モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)
4 正常圧水頭症	5 多発性硬化症	6 重症筋無力症
7 ギラン・バレー症候群	8 フィッシャー症候群	9 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
10 多発限局性運動性末梢神経炎 (ルイス・サムナー症候群)	11 単クローン抗体を伴う末梢神経炎 (クロウ・フカセ症候群)	12 筋萎縮性側索硬化症
13 脊髄性進行性筋萎縮症	14 球脊髄性筋萎縮症 (Kennedy-Alter-Sung 病)	15 脊髄空洞症
16 パーキンソン病	17 ハンチントン病	18 進行性核上性麻痺
19 線条体黒質変性症	20 ペルオキシソーム病	21 ライソゾーム病
22 クロイツフェルト・ヤコブ病 (CJD)	23 ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病 (GSS)	24 致死性家族性不眠症
25 亜急性硬化性全脳炎 (SSPE)	26 進行性多巣性白質脳症 (PML)	27 後縦靭帯骨化症
28 黄色靭帯骨化症	29 前縦靭帯骨化症	30 広範脊柱管狭窄症
31 特発性大腿骨頭壊死症	32 特発性ステロイド性骨壊死症	33 網膜色素変性症
34 加齢黄斑変性	35 難治性視神経症	36 突発性難聴
37 特発性両側性感音難聴	38 メニエール病	39 遅発性内リンパ水腫
40 PRL 分泌異常症	41 ゴナドトロピン分泌異常症	42 ADH 分泌異常症
43 中枢性摂食異常症	44 原発性アルドステロン症	45 偽性低アルドステロン症
46 グルココルチコイド抵抗症	47 副腎酵素欠損症	48 副腎低形成 (アジソン病)
49 偽性副甲状腺機能低下症	50 ビタミンD受容機構異常症 (レックリングハウゼン病)	51 TSH 受容体異常症
52 甲状腺ホルモン不応症	53 再生不良性貧血	54 溶血性貧血
58 血栓性血小板減少性紫斑病 (TTP)	59 特発性血小板減少性紫斑病 (ITP)	60 I g A 腎症

61 急速進行性糸球体腎炎	62 難治性ネフローゼ症候群	63 多発性嚢胞腎
64 肥大型心筋症	65 拡張型心筋症	66 拘束型心筋症
67 ミトコンドリア病	68 Fabry 病	69 家族性突然死症候群
70 原発性高脂血症	71 特発性間質性肺炎	72 サルコイドーシス
73 びまん性汎細気管支炎	74 潰瘍性大腸炎	75 クロウン病
76 自己免疫性肝炎	77 原発性胆汁性肝硬変	78 劇症肝炎
79 特発性門脈圧亢進症	80 肝外門脈閉塞症	81 Budd-Chiari 症候群
82 肝内結石症	83 肝内胆管障害	84 膵嚢胞線維症
85 重症急性膵炎	86 慢性膵炎	87 アミロイドーシス
88 ベーチェット病	89 全身性エリテマトーデス	90 多発性筋炎・皮膚筋炎
91 シェーグレン症候群	92 成人スティル病	93 高安病（大動脈炎症候群）
94 バージャー病	95 結節性多発動脈炎	96 ウェゲナー肉芽腫症
97 アレルギー性肉芽腫性血管炎	98 悪性関節リウマチ	99 側頭動脈炎
100 抗リン脂質抗体症候群	101 強皮症	102 好酸球性筋膜炎
103 硬化性萎縮性苔癬	104 原発性免疫不全症候群	105 若年性肺気腫
106 ヒスチオサイトーシス X	107 肥満低換気症候群	108 肺泡低換気症候群
109 原発性肺高血圧症	110 慢性肺血栓栓症	111 混合性結合組織病
112 神経線維腫症 I 型	113 神経線維腫症 II 型	114 結節性硬化症 (プリングル病)
115 表皮水疱症	116 膿疱性乾癬	117 天疱瘡
118 大脳皮質基底核変性症	119 重症多形滲出性紅斑 (急性期)	120 肺リンパ脈管筋腫症 (LAM)
121 進行性骨化性線維異形成症 (FOP)	122 色素性乾皮症 (XP)	123 スモン



## ●難病患者等居宅生活支援事業とは

難病患者等居宅生活支援事業（平成 9 年から開始）は、患者の生活の質（QOL）の向上のために、療養生活支援を目的とした事業を実施し、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図っています。

## ●難病患者等居宅生活支援事業で提供されるサービス

難病患者等居宅生活支援事業で提供されるサービスは以下の一覧の通りです。

### 難病患者等居宅生活支援事業で提供されるサービス一覧

1. 難病患者等ホームヘルプサービス事業
2. 難病患者等短期入所(ショートステイ)事業
3. 難病患者等日常生活用具給付事業

【ご注意】これらの事業は、平成 25 年 4 月より、障害者総合支援法による障害福祉サービスに変わりました。

## ●難病患者等居宅生活支援事業で提供されるサービスを受けるための要件

上記した 1～3 の難病患者等居宅生活支援事業で提供されるサービスの対象者は、次のすべての要件を満たす方です。

- ①日常生活を営むのに支障があり、介護等のサービスの提供を必要とする者。
- ②難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130 疾患）および関節リウマチの患者。
- ③在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断されている者。
- ④介護保険法、老人福祉法等の施策の対象とはならない者。

お問い合わせは住民健康課障害担当まで  
☎0554-52-2113

## 9 ボランティアの紹介

### あすなろ会・・・

- ・ 診療所送迎サービスやふれあいサロンの準備から片付け、配食サービス、健診や結果説明会時の送迎等、積極的に活動しております。関心のある方は、ご連絡下さい。

《連絡先》 社会福祉協議会 0554-52-2072



診療所まで行き  
ますよ

### 配食ボランティア・・・

- ・ 独居や虚弱な高齢者・障害者世帯で調理が困難な人に週2回（水、金曜日）、配食サービスのお弁当を配りながら、声かけとともに安否確認をしています。

《連絡先》 社会福祉協議会 0554-52-2072



おかわりないですか？

## 各種教室ボランティア・・・

- 高齢者の体操教室や創作活動教室の送迎や教室内での支援
- 買物ツアーでのマイクロバスの運転や参加者の買物への支援



- 各地域でのお茶のみ会開催にあたっての支援



つぼみっこくらぶ（育児教室）での育児の支援

《連絡先》 道志村役場 住民健康課 保健師 0554-52-2113

## その他・・・

### ◆イベントへの参加

ふれあいサロンで高齢者が楽しめる演芸等の出演

### ◆エコキャップ運動

ペットボトルキャップのリサイクル活動に参加し、環境や貧困など、世界が直面する様々な問題について考える機会にしています。

### ◆使用済み切手の収集

使用済み切手を収集し、山梨県の福祉施設を通じて国際協力への寄付をしています。

《連絡先》 社会福祉協議会 0554-52-2072

## 10 病気になったら



自分の普段の様子をわかってきている  
「かかりつけ医」を持っていることが大切です。  
また、普段の様子・検診のデータ・内服している薬などノートにつけておくと便利です。

### ● 道志村国民健康保険内科診療所

受付時間 午前8:30~11:30 午後1:00~4:30  
診療時間 午前8:30~12:00 午後1:00~5:00  
休診日 水曜日、土曜の午後、日曜日、祝祭日  
場 所 南都留郡道志村7,710  
電 話 0554-52-2040

⇒休日・夜間の診療は、まずは道志村診療所に電話し、ご相談下さい。医師が不在の時は、消防署（52-1119）に当番医を確認して下さい。

### ● 富士・東部小児初期救急医療センター 0555-24-9977

詳細については、2. 育児 緊急時の対応を参照してください。

### ● 緊急の時は、119にダイヤルしてください

消防署に連絡するより、スムーズに対応することができます。

火事ですか？

救急ですか？

救急です

住所・氏名・年齢・  
症状・電話番号

救急車の要請

## ● 道志村国民健康保険歯科診療所

受付時間 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30  
診療時間 午前8：30～12：00 午後1：00～5：00（予約制）  
休診日 木曜日の午後、土曜日の午後、日曜日、祝祭日  
場所 南都留郡道志村7,710  
電話 0554-52-2155

## ● 山梨県歯科医師会 富士・東部口腔保健センター

都留市立病院敷地内 0554-56-<sup>ハフキウキウ</sup>8899（歯は救急）

### 1. 休日救急歯科診療

診療日 休日、祝祭日（大型連休）及び年末年始（12/29～1/3）

診療時間 午前10：00～午後5：00

\* 急な歯の痛み、外傷などに対応して応急処置を行います。まずは、お電話下さい。

### 2. 心身障害者(児)歯科診療

診療日 毎週木曜日午後（予約制）

\* 事前にお電話でお問い合わせください。

対象者 一般の歯科診療での診療が難しい障害者（児）の方

#### 【診療について】

- ◆ 専門の研修を積んだ歯科医師と歯科衛生士が担当しますので、安心して治療が受けられます。
- ◆ 患者さん一人一人の状態に合わせた治療を行うよう対応します。
- ◆ お口の継続的な管理も行います。
- ◆ バギーや車椅子のままでも治療が行えます。  
(例えば、歯科の治療椅子に座れない、不安や恐怖心が強いお子さんには、トレーニングを積むことから始めます。)

## 各課の業務内容



課	グループ	主な業務	場 所
52-2111 総務課	総務・行政	消防・防災、自主防災組織、交通安全・安協、選挙管理委員会、公平委員会、情報公開、自治会の調整、広報、防犯灯等	役 場
	財政・政策・ 税務	家屋・土地の評価及び滅失家屋の調査と確認、償却資産の申告及び調査と確認、町民税・軽自動車税及び税金、政策、財政等	役 場
	出納室	出納事務	役 場
52-2113 住民健康課	住民福祉	戸籍・各種証明、人権擁護、恩給、犬の予防接種、児童手当、学童保育、ひとり親、生活保護、心身障害児者、精神保健、災害援助、社会福祉事業、高齢者福祉サービス、民生委員、結婚相談、にっこりコール等	役 場
	医療保健	母子手帳の交付、すこやか子育て医療、国民健康保険、介護保険、つぼみっこくらぶ、予防接種、乳幼児健診、虫歯ゼロ表彰、いきいき健康村どうし健診、介護予防教室、独り暮らし訪問事業、訪問相談等	役 場
	保育所 52-2239	保育所の運営	保育所
	医科診療所 52-2040	医科診療所の運営	医科診療所
	歯科診療所 52-2155	歯科診療所の運営	歯科診療所
52-2114 産業振興課	水源の郷振興課	地籍調査、公営住宅、建築開発関係、景観、除雪、耐震診断、簡易水道事業、公共土木、村道、林政全般、林道、エコライフ、バイオマス、環境全般、廃棄物処理、浄化槽等	公民館
	産業創造	サステナブル水源事業、中山間事業、農政全般、農道・用水路、農業委員会、観光政策全般、商工政策全般等	公民館
52-1020 教育委員会	委員会事務局	小中学校関係、社会教育、体協・スポ少等五感のつどい、給食センターに関すること等	やまゆりセンター
	給食センター 52-2685	調理・配送、屋内プール	給食センター



## 村内主要施設の問合せ先

(電話・個別端末機でも使えます)

### 道志村役場

総務課	(5 2) 2 1 1 1
住民健康課	(5 2) 2 1 1 3
産業振興課	(5 2) 2 1 1 4
教育委員会	(5 2) 1 0 2 0
議会事務局	(5 2) 2 1 1 2

### 《主要な施設》

道志村医科診療所	(5 2) 2 0 4 0
道志村歯科診療所	(5 2) 2 1 5 5
道志村保育所	(5 2) 2 2 3 9
道志村小学校	(5 2) 2 0 1 3
道志村中学校	(5 2) 2 0 3 6
道志村学童保育 (つどいの家)	(5 2) 1 0 4 5
道志村社会福祉協議会	(5 2) 2 0 7 2
にっこりコール (端末機のみ)	(5 2) 3 0 7 1 ・ 3 0 7 2





山梨県立大学の学生が、道志村の皆様にご協力いただき、インタビュー調査をさせていただいたことがきっかけで、このガイドブックができました。



道志村 「健康な生活を支援するサービスのガイド」  
発行日 平成 25 年 6 月  
発行者 道志村  
編集 道志村 住民健康課  
編集協力 山梨県立大学 看護学部（佐藤悦子 吉澤千登勢 井出成美）  
人間福祉学部（大津雅之 下村幸仁 柳田正明 神山裕美）